

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第76号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（平成12年岩手県規則第106号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(火薬庫外貯蔵場所指示申請)</p> <p>第5条 法第11条第1項ただし書に基づく省令第15条の表(1)から(4)までに規定する安全な場所の指示を受けようとする者は、火薬庫外貯蔵場所指示申請書(様式第21号)に省令第16条の技術上の基準に適合する旨を記した書面を添えて当該指示を受けようとする場所を管轄する局長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(火薬庫外貯蔵場所指示申請)</p> <p>第5条 法第11条第1項ただし書に基づく省令第15条第1項の表(1)から(7)までに規定する安全な場所の指示を受けようとする者は、火薬庫外貯蔵場所指示申請書(様式第21号)に省令第16条の技術上の基準に適合する旨を記した書面を添えて当該指示を受けようとする場所を管轄する局長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。